

Português

INFORMAÇÕES ÚTEIS

外国語情報コーナー

English

USEFUL INFORMATION

ゆかたパーティー

日本語記事は16ページにあります。

Festa dos Kimonos de Verão – Yukata Party

Este evento anual que contará com a participação de estudantes e pesquisadores estrangeiros residentes de Chiryu e imediações será realizado pela Associação de Intercâmbio Internacional também este ano. Participe!

▶**Data e horário:** 4 de agosto (sábado), das 10:30 às 14:00.

▶**Local:** Salão Japonês "Washitsu" 1 e 2, Cozinha "Ryouri Jisshyuushitsu" e Salão "Koudou" do Centro Comunitário "Tyuuou Kouminkan".

▶**Atividades:** vestimenta de kimonos de verão "yukata", dança tradicional "bon odor", prova de "soumen", etc.

▶**Os kimonos de verão "yukata" foram doados pelos residentes da cidade.**

▶**Público alvo:** o evento é aberto a qualquer pessoa que queira participar.

▶**Taxa de participação:** ¥200 para crianças de nível escolar "shougakkou"

e ¥300 para pessoas acima do nível escolar "chuugakkou".

※**Gratuito** para crianças abaixo de idade escolar.

▶**Número de vagas:** 20 (por ordem de inscrição).

▶**Inscrições e informações:** do dia 9 (seg) ao dia 25 (qua) de julho, no escritório da Associação de Intercâmbio Internacional "Kokusai Kouryuu Kyokai" (no Departamento de Promoção ao Trabalho "Kyoudou Suishinka") Tel: 95-0144 (fechado aos sábados, domingos e feriados).

Welcome to Our YUKATA Party

Chiryu International Association will hold an annual YUKATA (casual summer Kimono) party. Let's gather to have cultural exchanges between Japanese residents and foreign residents living around Chiryu such as company trainees or international students.

▶**Date:** Saturday, August 4th, 2018 ▶**Time:** 10:30 a.m. – 2 p.m.

▶**Venue:** Chuuou Kouminkan (Central Community Hall), the first and the second Japanese Tatami room, a cooking room, and a hall.

▶**Program:** Wearing YUKATA workshop, Bon dance, and Soumen (Japanese thin wheat noodles) offering ※YUKATA were donated by citizens of Chiryu. ▶**Admission:** Open to public

▶**Admission fee:** 300 yen for the junior high school students and over, 200 yen for the elementary school students, free for infants

▶**Seats:** 20 on a first-come-first-served basis

▶**Inquiries:** Please call the secretariat of Chiryu International Association in the collaboration promotion dept. (Tel: 95-0144, from Monday, July 9th to Wednesday, July 25th, no service on Saturdays, Sundays, and national holidays.)

7月の無料相談

※相談日が祝日にあたる場合はお休みになります。

〇〇市役所 市民相談コーナー〇〇

▶ところ 市役所2階南西側の市民相談コーナー

※不動産相談については、市役所2階 打合せ室南で行っています。

相談ごと	とき	問合せ
外国人相談 (ポルトガル語の通訳など)	月～金曜日 午前9時30分～正午 午後1時～4時	外国人相談コーナー (内線159)
市民相談 (市役所での手続きなど一般相談)	毎週月・火・木・金曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市民相談コーナー (☎83-1111 内線204) または市民課 (☎95-0152)
司法書士相談 (金銭問題、相続等) (要予約)	毎月第2・第4火曜日 午後2時30分～4時45分	
行政相談	第2・第4水曜日 午後1時～4時	
不動産相談	第2火曜日 午後1時～4時	建築課 (☎95-0156)
消費生活相談 (消費者のトラブル相談など)	毎週月・水・木・金曜日 午後1時～4時 (受付は午後3時30分まで)	消費生活センター (経済課 ☎95-0195)
労働相談 (要予約)	毎月第3木曜日 午後1時～4時	経済課 (☎95-0125)

〇〇各種専門分野 相談コーナー〇〇

市では、税務全般、教育・子育て支援、障がい福祉など専門的な分野の相談業務を次のとおり実施しています。お気軽にご相談ください。

相談ごと	とき	ところ	問合せ
税務相談	7月20日(金) 午前9時～正午	市役所2階 打合せ室②南	税務課 市民税係 (☎95-0116)
教育相談	毎月第1・第3金曜日 午後1時～3時	市役所2階 第4相談室	学校教育課 (☎95-0136)
児童相談	毎週月～金曜日 午前9時～午後5時	市役所2階 第5相談室	子ども課 (☎95-0120)
手話相談 (聴覚障がい者)	毎週火・木曜日 午前9時～正午	市役所1階 福祉課窓口	福祉課 障がい福祉係 (FAX 83-1141)
女性悩みごと相談	毎月第2・第4木曜日 午前9時～正午 午後1時～4時	市役所3階 協働推進課	協働推進課 協働人権係 (☎95-0144)
D V 相談	市役所開庁時間内		

※詳しくは、担当課までお問合せください。

※法律相談は毎月1日 (休日を除く) の午前8時30分から予約してください

〇〇福祉の里ハツ田 相談コーナー〇〇

▶予約・問合せ 社会福祉協議会 (☎82-8833)

心配ごと相談・人権相談	第1・3火曜日	午後1時～4時
交通事故相談 (要予約)	毎月第2火曜日	午後1時～4時
弁護士による法律相談 (要予約)	毎月第2・4木曜日	午後1時～4時

結婚相談	毎週火曜日	午後1時～4時
生活困窮相談	毎週月～金曜日	午前8時30分～午後5時15分



このコーナーでは、県内の消費生活相談に寄せられた相談事例等をご紹介します。

【相談内容】「近くで屋根工事をしていたら、お宅の瓦が傷んでいるように見えたので点検したい」と業者が訪問してきた。点検した後、業者が撮影した瓦の映像を見せられ、「かなりひどい。このままでは雨漏りするかもしれない。すぐに工事をしたほうがいい」と言われた。迷っていると、「たまたま今日この地域に来ているので今でないと契約出来ない」とせかされ、約40万円の契約をしてしまった。不安になって、やめたいと連絡したが、「もうキャンセルは出来ない」と怒鳴られた。

【アドバイス】住宅リフォーム工事等の勧誘が目的のことを告げず点検を持ち掛け、不安をあおって契約をせかすという「点検商法」のトラブルが後を絶ちません。家族や周囲の人も高齢者の様子に気を配りましょう。「点検させてほしい」と訪問してくる業者には対応しないようにしましょう。点検を依頼した場合でも、結果をうのみにしないで、冷静に受け止めることが大切です。別の専門家等に確認して、複数の見積りを取るなど、決してその場で契約しないようにしましょう。法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことが出来ます。不審な点を感じたら、消費生活センター等にご相談ください。

■消費生活全般についてのご相談は下記まで■

【知立市消費生活センター】 毎週月・水・木・金曜日：午後1時～4時 (受付は午後3時30分まで) ▶☎95-0195

【愛知県消費生活総合センター】 月～金曜日：午前9時～午後4時30分、土・日曜日：午前9時～午後4時 ▶☎052(962)0999